無断転載・複写厳禁

アベノミクス補助金

経営革新等認定支援機関　株式会社　from One

○ 本日の内容

Ⅰ）　創業補助金

Ⅱ）　新・ものづくり補助金

Ⅲ）　小規模事業者持続化補助金

Ⅰ　創業補助金
（創業促進補助金）

【募集期間】

受付開始：平成２６年2月２８日（金）

受付締切：平成２５年6月３０日（月）

概　要

【名　称】

中小企業庁・２０１３年度（平成２５年度）補正予算事業
「創業補助金」
（ 創業促進補助金 ）

【種　類】

○地域需要創造型　○第二創業型

【目　的】

創業などに要する経費の一部を補助することで、新たな需要や雇用の創出を図り、わが国の経済を活性化させる。

【補助金交付までのフロー】 - ①
申請書作成～応募まで

準備段階

① 認定支援機関：
事業計画を共同して作成

② 金融機関：
申請には金融機関の支援が必要

③ 申請書作成：
事業計画書とその他作成

応募期間

④ 応募期間 ：
募集開始日より一ヶ月程度

審査

【補助金交付までのフロー】- ②
応募から補助金交付後まで

採択 → **交付**

① 採択：

各締切日から約1か月後を予定

② 交付決定：

採択通知後、必要な手続きを経て、正式に交付が決定。

事業実施（補助対象期間）

③ 補助対象期間 ：

「交付決定」から約１年程度

④ 補助金交付 ：

Ⅰ. 30 日以内に報告

Ⅱ. 検査・承認

Ⅲ. 交付

その後

⑤ 終了後５年間：

事業化・収益状況の報告、確認あり

「創業補助金」各種内容

―創業型―

対象事業	地域の重要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において実施するもの
対象者	新たに創業する方
補助率	補助対象経費の３分の２以内
補助上限額	２００万円
実際に採択された事業テーマ	・高齢者対象の訪問型医療マッサージ ・地域に密着した不動産賃貸事業・サポート業務の展開 ・地球環境と体に優しい洗濯洗剤・柔軟剤の販売と洗濯代行

―創造型－　補助条件

創業形態

○ ⇒　個人事業、会社、LLC（合同会社）、企業組合、
協業組合 、NPO法人
（本補助金における根拠法 ＝ 「会社法」）

× ⇒　一般社団法人、農業生産法人、 社会福祉法人

―創造型―　補助条件

対象者に関して（起業・創業の定義）

□　**個人事業主として開業する場合**

※　役員・サラリーマンでも兼業可能

□　**個人事業主が法人となる場合（法人成り）**

□　**一度、廃業した者が再び開業する場合**

等

―創業型－　補助事例

高齢者向けのパソコン教室の開業

地域密着型の介護事業所の開設

申請条件

地域の需要や雇用を支える事業

「創業補助金」各種内容

―第二創業型－

対象事業	事業承継 ＋ 業態転換・新分野進出
対象者	中小企業・小規模事業者
補助率	補助対象経費の３分の２以内
補助上限額	２００万円
実際に採択された事業テーマ	・整体師養成の施術指導とコンサルティングの展開 ・インターネットを利用した物販事業と不動産評価サイトの実施 ・インド式美容エステサロン及び自然派美容スクール展開

―第二創業型－　補助条件

後継者

○ 親族、親族以外のいずれの場合も対象となる。

○ 代表権の移譲、並びに登記が必要となる。

先代経営者は、代表者を退任することが必要です。

対象者（中小企業・小規模事業者）の定義

○ ⇒　個人事業者、会社 、NPO法人

× ⇒　企業組合、協業組合、宗教法人、等

―第二創業型－　補助事例

父　　お寿司屋

事業承継

息子　　お寿司屋

＋

宅配サービス

第二創業申請条件

既存の事業

＋

事業承継

＋

事業転換　又は

新事業・新分野進出

「補助対象経費」の条件

以下の要件をすべて満たすもの

① 使用目的が本事業のものと明確に特定できるもの

② 交付決定日以降に発生した経費

③ 証拠書類によって金額などが確認できること

「補助対象経費」の条件

対象経費　例示（一部抜粋）

(1)人件費	○ ⇒	従業員（パート、アルバイト含む）
	× ⇒	法人の場合 ： 代表者および役員
	× ⇒	個人事業主の場合 ： 本人および生計を一にする家族（3親等以内）

(2)設備費	○ ⇒	各種器具・備品などの調達費用
		※　単価50万円（税抜）以上の設備は、原則リース・レンタルで調達
	× ⇒	不動産、車両の購入費

(3)謝金	○ ⇒	採択後に要した認定支援機関への支払謝金

その他（別紙参照）

「補助対象期間」とは

※　補助対象期間　：　「交付決定」から約１年程度

Ⅲ　認定支援機関について

① **認定支援機関から事業計画の策定・実行支援を受けなければ補助金申請ができません。**

※ 認定支援機関が記入した「確認書」を応募書類に添付。

② 認定支援機関の役目

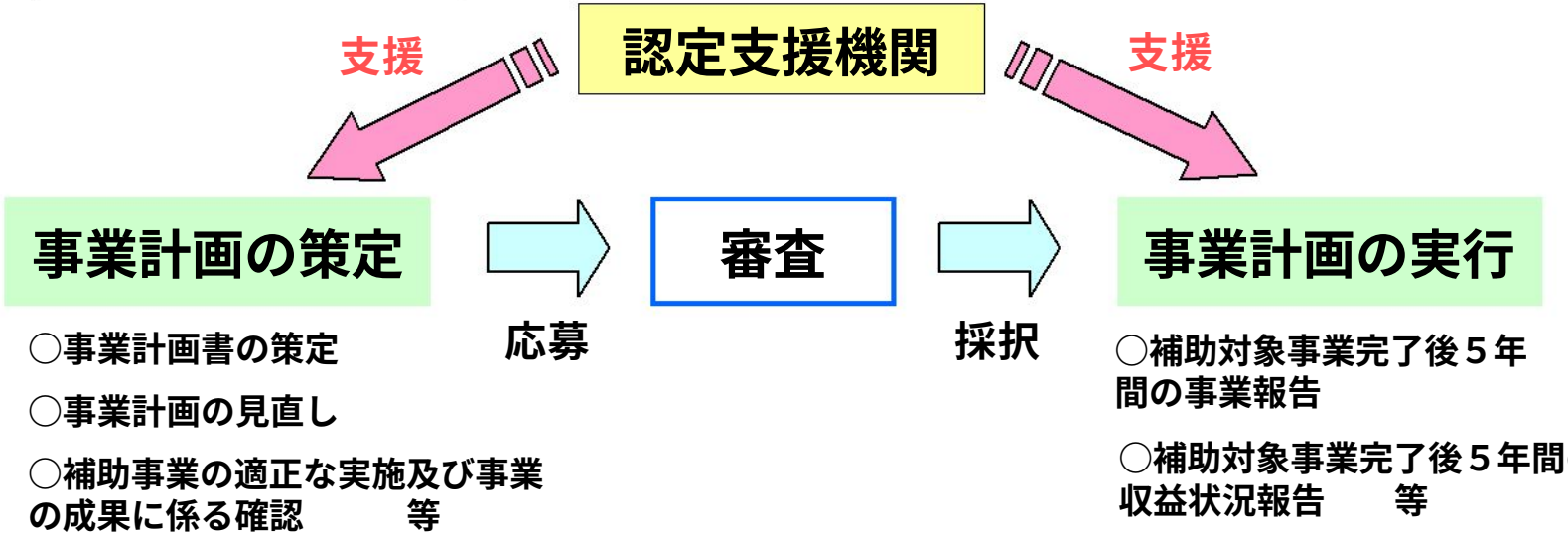

「創業補助金」
～補助対象事業について～

②　「認定支援機関」および「金融機関」と連携し、行う事業であること。

審査時のポイント

ポイント①　独創性

独自の技術やノウハウ、アイデアに基づき、新たな価値を生み出す商品・ サービスを提供する事業

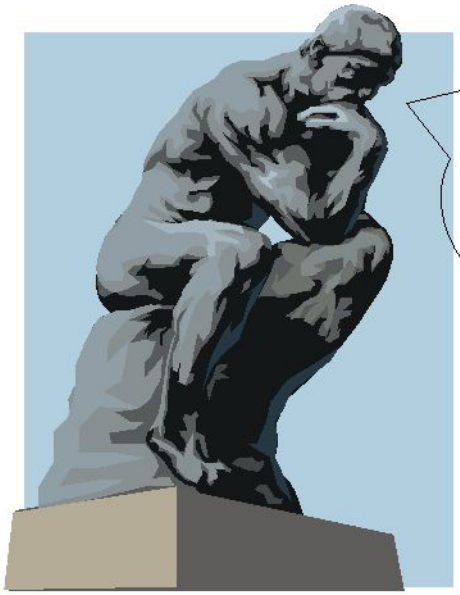

「独自の技術やノウハウ」

なんて持ってないよ…

現時点での採択された事業テーマ題目

このようなテーマ題目も・・・

□「旬の食材、豊富な料理を低価格で提供する居酒屋」

□「在宅医療・地域包括ケア推進コーディネート事業」

□「ラーメン専門店「らーめん福龍」の開業」

□「和牛を主力食材としたオープンキッチン式洋食店」

□「整骨院新規開業資金」

等

審査時のポイント

ポイント②　実現可能性

・事業のコンセプトや手法、プロセスが明確であること

・必要な人員やパートナーが確保できていること

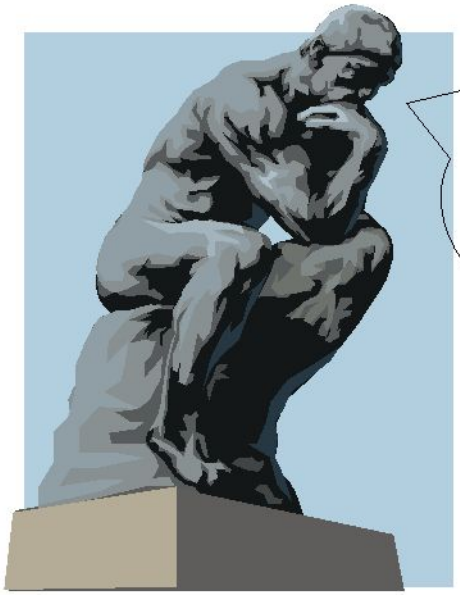

ざっくりと大まかでいいなら考えれるけど…。それでもいいの？

ー参考資料ー　現時点での採択された事業テーマ題目

このようなテーマ題目も・・・

□「自然食品特化の弁当・惣菜デリバリー」

□「鍼灸治療院・エステティックサロンの運営」

□「訪問介護ステーションの運営及びカフェ営業による地域貢献」

□「生きる喜びを提供するカフェ事業」

□「ゲームのできる飲食店の展開」

等

審査時のポイント

ポイント③　収益性

・収益見通しについて、妥当性や信頼性があること

ポイント④　継続性

・実施内容やスケジュールが明確で、売上・利益計画に妥当性や信頼性があること

・事業が計画通り進まない場合の対応が考えられていること

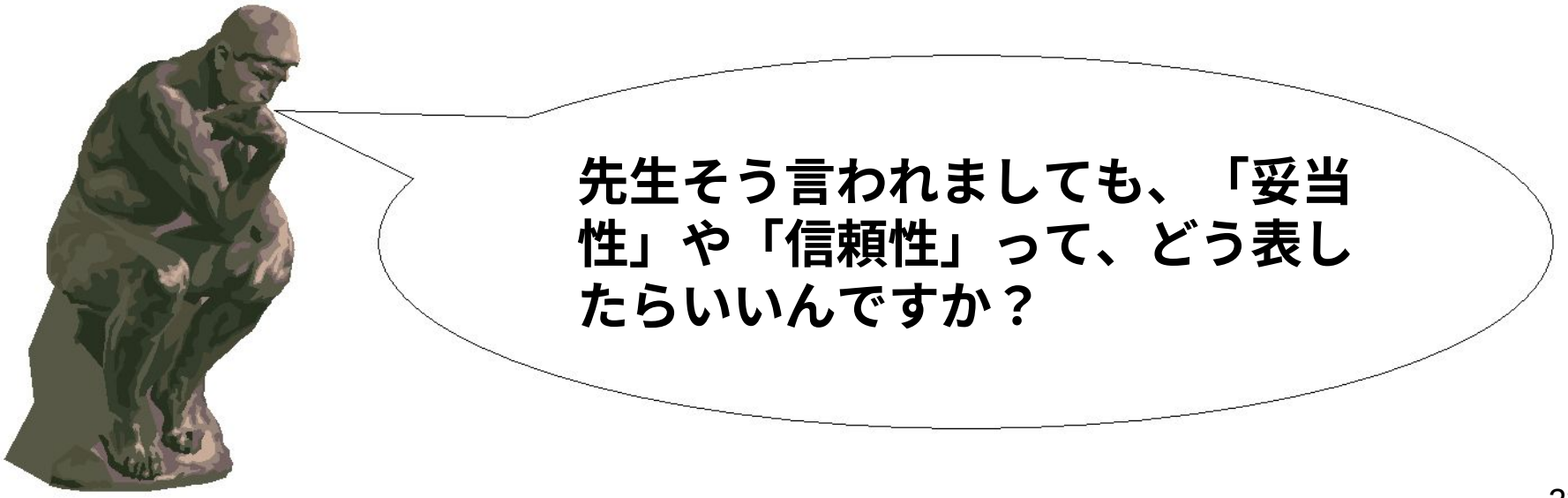

審査時のポイント

ポイント⑤　資金調達の見込み

・金融機関等の外部資金による調達が十分に見込めること

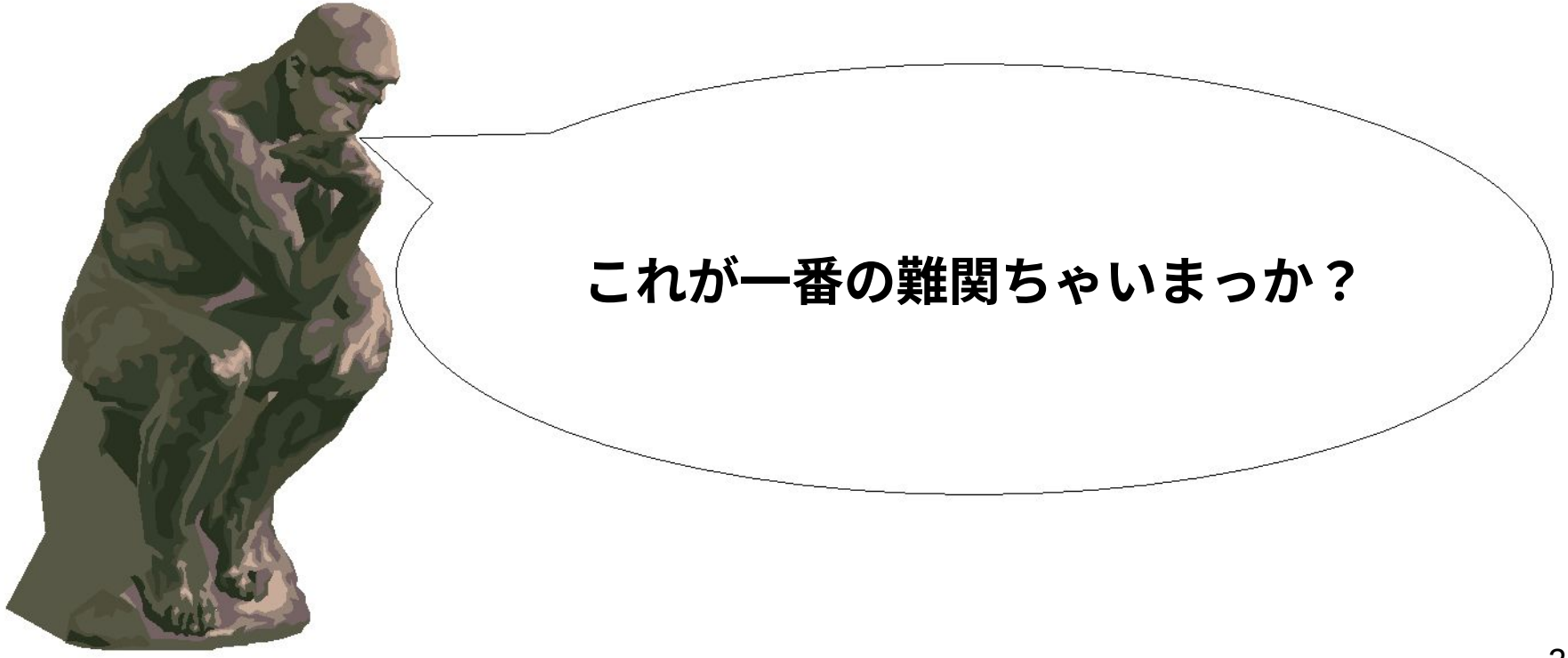

－参考資料－　「創業補助金」第１回・第２回・第３回時　採択率

	平成２４年度地域需要創造型等起業・創業促進事業		
募集期間	平成２５年３月２２日（金） ～4月２２日（月） （第１回第二次募集時）	平成２５年５月２２日（水） ～6月２８日（金） （第２回第二次募集時）	平成２５年９月１９日（木） ～１２月２４日（火） （第３回第二次締切時）
申請件数	６３４件	２５３２件	１０６８４件
採択件数	５２６件	１９２１件	３８４０件
採択内訳	地域需要創造型　４１１件 第二創業　５３件 海外需要獲得型　６２件	地域需要創造型　１５３２件 第二創業　１４１件 海外需要獲得型　２４８件	地域需要創造型　３２３４件 第二創業　２５３件 海外需要獲得型　３５３件
採択率	約８３％	約７５％	約３６％

平成２６年３月１９日時点

申請への準備

□　まず、募集要項より、本補助金の応募条件やスケジュールなどを改めてご確認ください。

□　次に、認定支援機関に相談し、事業計画の策定支援を受けながら、申請書類を作成してください。

□　同時に、金融機関にも相談し、外部資金の調達見込みを立ててください。

※ 融資契約の締結まで行う必要はありません。

□　申請書類一式を揃えたら、締切日までに事務局へご提出ください。

※ 原則として、書類の差し替えや追加、訂正などはできません。

Ⅱ　新・ものづくり補助金

【中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業】

【募集期間】　受付開始：平成２６年2月１７日（月）
　　受付締切：平成２６年5月１４日（水）

概　要

【名　称】

平成２５年度補正予算事業
「新・ものづくり補助金」
【中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業】

【目　的】

革新的なものづくり・サービスの提供にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作開発・設備投資等を支援する。

【対象者】

①「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること。

②革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上達成する計画であること。

「新・ものづくり補助金」

～補助対象要件～

[ものづくり技術]

（１）わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」１１分野（２３ページの「『中小ものづくり高度化法』について」を参照してください）の技術を活用した事業であること。

（２）どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けていること（２２ページの「認定支援機関について」を参照してください）。

「新・ものづくり補助金」

～補助対象要件～

[革新的サービス]

（１）革新的な役務提供等を行う、３～５年の事業計画で「付加価値額注.」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成する計画であること。（中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成１７年５月２日）第２２ニに準じます。）注．付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

（２）どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。（２２ページの「認定支援機関について」を参照してください。）

「新・ものづくり補助金」

～概　要～

―新・ものづくり補助金－

補助対象事業	ものづくり技術・革新的サービス
成長分野型	「成長分野」とは、「環境・エネルギー」「健康・医療」「航空・宇宙」とします。本類型に申請可能な者は、専ら、上記の３分野のいずれかに関する試作品・生産プロセスの改善・新サービス開発に取り組む者とします。
補助率	補助対象経費の３分の２以内
設備投資	設備投資が必要
補助上限額	1,500万円

「新・ものづくり補助金」

～概　要～

―新・ものづくり補助金－

補助対象事業	ものづくり技術・革新的サービス
一般型	補助対象要件を満たす案件は、すべて申請可能です。 ※「１．成長分野型」「３．小規模事業者型」に該当する申請も、一般型に申請可能ですが複数の申請はできません。
補助率	補助対象経費の３分の２以内
設備投資	設備投資が必要
補助上限額	1,000万円

「新・ものづくり補助金」

～概　要～

―新・ものづくり補助金－

補助対象事業	ものづくり技術・革新的サービス
小規模事業者型	申請可能な者は、「中小企業基本法」第２条第５項（昭和３８年７月２０日法律第１５４号）の「小規模企業者」に限ります。（２４ページの「『小規模企業者』について」を参照してください。）
補助率	補助対象経費の３分の２以内
設備投資	設備投資が必要
補助上限額	７００万円

「新・ものづくり補助金」注釈

注１．小規模事業者は「３．小規模事業者型」に限らず「１．成長分野型」又は「２．一般型」の事業を実施する場合には、その分野型に申請することができます。

注２．設備投資とは専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウエアの取得のための経費（以下、機械装置費といいます。）で補助対象経費で単価５０万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。

注３．「成長分野型」「一般型」については、設備投資が必要です。また、「機械装置費」以外の経費については、５００万円（税抜き）までを補助上限額とします。

注４．小規模事業者型で機械装置費を計上する場合、補助対象経費で総額５０万円（税抜き）未満に限り対象とします。

「新・ものづくり補助金」
～補助対象外事業～

次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。

① 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業

② 試作品等の製造・開発を他社に委託し、企画だけを行う事業

③ 原材料や商品の仕入れ等営利活動とみなされる事業

④ 同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業

注．戦略的基盤技術高度化支援事業（委託）において国から貸与されている物件を購入するために充てる経費は補助対象外となります。

⑤ 公序良俗に反する事業

⑥ 外注加工費及び委託費の各経費又はその合計が補助対象経費総額（税抜き）の２分の１を超える取組

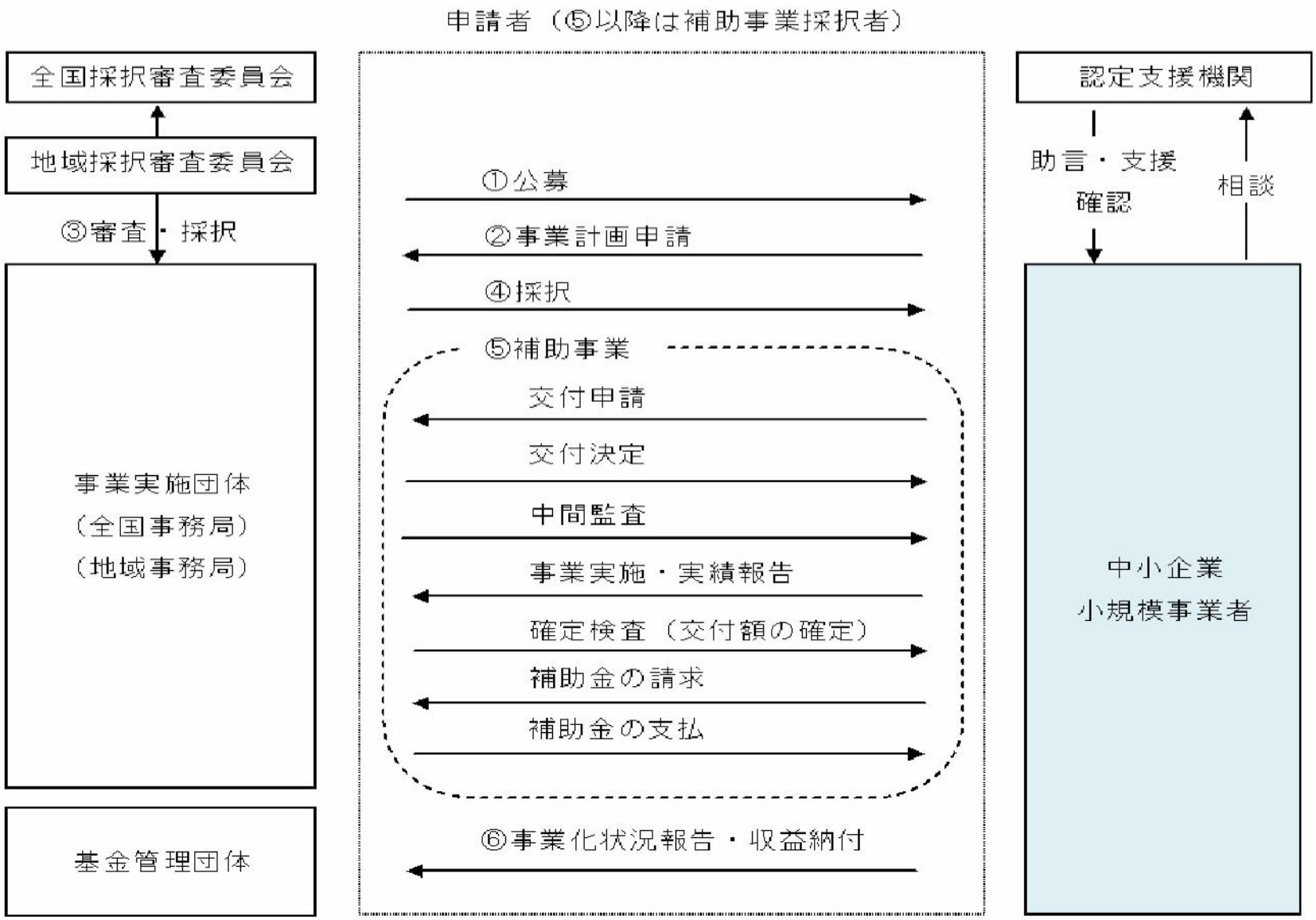
申請者（⑤以降は補助事業採択者）
全国採択審査委員会
地域採択審査委員会
③審査・採択
事業実施団体
（全国事務局）
（地域事務局）
基金管理団体
①公募
②事業計画申請
④採択
⑤補助事業
交付申請
交付決定
中間監査
事業実施・実績報告
確定検査（交付額の確定）
補助金の請求
補助金の支払
⑥事業化状況報告・収益納付
認定支援機関
助言・支援
確認
相談
中小企業
小規模事業者

－参考資料－　「ものづくり補助金」第１次・２次募集　採択率

平成24年度補正予算ものづくり補助金		
募集期間	（第１回募集）	（第２回募集）
申請件数	12045件	11926件
採択件数	4904件	5612件
採択率	約41%	約47%

「ものづくり補助金」

～昨年、採択された事業～

【事業テーマ題目】

□「省力化屋根融雪装置」

□「飲料自販機での買物時スマートホンをポイントカードとして利用できる機器の試作開発事業」

□「高性能・高品質なヒューズの試作開発」

□「電気自動車用湿気式PTCヒーターの商品化」

□「デジタル印刷機部分製造工程のボトルネック工程の改善」

等

Ⅲ　小規模事業者持続化補助金

【募集期間】

受付開始：平成２６年2月２７日（木）
受付締切：平成２６年5月２７日（火）

「小規模事業者持続化補助金」

～概　要～

―小規模事業者持続化補助金－

対象事業	小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組み
対象者	日本国内に所在する小規模事業者
補助率	補助対象経費の３分の２以内
補助上限額	５０万円（１００万）
商店や飲食店で想定される取組事例	①広告宣伝 ②集客力を高めるための店舗改装 ③商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

概　要

【名　称】

平成２６年度
「小規模事業者持続化補助金」

【目　的】

わが国の小規模事業者のほとんどは経営資源が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ります。本事業は持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

概　要

【補助対象者】

　製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が２０人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については５人以下）の事業者であること。

※上記に該当すれば業種は問いません

※本事業の補助対象者となる小規模事業者の定義は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号）第２条と同義です。

［参考：小規模事業者の定義］

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　５人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　２０人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　２０人以下

概　要

【補助対象事業】

○　策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業であること。

○　開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向けの取引のいずれも対象となる。

概　要

【補助対象事業】

○　本事業の完了後、概ね１年以内に売りげにつながることが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）とします。

○　商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること

・「商工会議所の支援を受けながら取り組む」とは、商工会議所の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら事業を実施することです。

〈補助対象となり得る取組事例のイメージ〉

①販促用のチラシの作成・配布
②販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
③商談会、見本市への出展
④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
⑤商品パッケージ（包装）の改良
⑥ネット販売システムの構築
⑦移動販売、出張販売
⑧新商品の開発
⑨景品、販促品の製造、調達　など

－参考資料－　各種補助金　現状況一覧

	創業補助金	新・ものづくり補助金	小規模事業者持続化補助金
過去の募集期間	第一次 平成２６年２月28日 ～平成２６年６月３０日	第一次 平成２６年２月１７日 ～平成２６年５月１４日	第一次 平成２６年２月２７日 ～平成２６年５月２７日
現在募集状況	○	○	○
次回募集予定	未定	未定	未定

平成２６年３月１９日時点

経営革新等認定支援機関

株式会社　from One